

いわき市農業委員会第16回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年8月20日(水曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計30名)

(1) 農業委員(20名)

	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 欠員中
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
	14 佐川 良平	
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(10名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

1 鈴木 幸夫	4 木幡 仁一	24 藁谷 昭夫
---------	---------	----------

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く。)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号1番 鈴木幸夫委員、議席番号4番 木幡仁一委員、議席番号24番 藁谷昭夫委員となります。

現在、委員23名中20名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会16回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号15番 菅野綾委員、議席番号16番 木村義昭委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和7年7月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

説明に入る前に資料の訂正がございます。

番号1番について、権利移動事由について、売買(新規就農)を贈与(新規就農)に訂正願います。訂正理由については、後ほどご説明いたします。

改めまして、議案説明書の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番及び番号2番につきましては、贈与による所有権の移転です。

このうち、番号1番が新規就農案件となります。

番号1番につきましては、譲受人は親が農家だったため農業経験はありますが、農地については全て兄が引き継いだため、農地を所有していないことから新規就農案件としております。

申請に至った経緯としましては、譲受人は昭和63年に当該農地の前地権者である義理の兄と売買契約を締結しており、現在に至るまで譲受人が耕作しております。

当時の農地法では、五反分要件があったため権利移動が出来ませんでした。が、農地法の改正により五反分要件がなくなったことから、権利移動を行うため申請に至っております。

なお、権利の異動事由についてですが、申請当初は、過去に売買契約を締結していることから売買としましたが、売買契約日を証明する書類が紛失しており、法務局での登記移転の際に売買による所有権の移転が出来ないことから、改めて贈与契約を締結し、贈与による所有権の移転を行うこととなっております。

農機具については、甥が所有している耕運機、田植え機、コンバインを借りる予定となっております、栽培作物は水稻です。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田992㎡、畑470㎡、合計1,462㎡となります。

議案説明書3ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3

事務局 (千葉主事)	条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっております。 については、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願いいたします。 なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認下さい。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第１号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
13番 岡村委員	番号１番について、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号２番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19番 生田目委員	番号１番について、お伺いいたします。 譲受人が82歳と高齢ですが、後継者等がいるのか教えて下さい。 また、稼動力人３人の内訳も教えて下さい。
事務局 (千葉主事)	後継者につきましては、譲受人に御子息はおらず、譲受人の甥に引き継いでもらう予定だと聞いております。 また、稼動力人３人の内訳につきましては、譲受人、譲受人の妻、譲受人の甥の３人となっております。
19番 生田目委員	わかりました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第１号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 (蛭田会長)	ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案説明書の5ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の6ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聞き下さるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は3ページ、「意見及び決定理由書」は、左上に＜事業計画変更／令和7年度(2)＞と記載があるページになります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、説明いたします。 番号1番、申請人の住所・氏名は、小名浜岡小名、(氏名は不表示)です。 申請土地の表示は小名浜岡小名、転用許可面積は3,839.30㎡です。 本案件は、令和6年6月26日付け、いわき市農業委員会指令第4002号により許可を受けたものです。 当初の転用目的は、田から畑への農地改良工事に係る一時転用であり、今回の変更申請の内容は、「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間(完工時期)の変更」です。 前述のとおり、令和6年6月に農地法第4条第1項による一時転用許可を受けて以降、田から畑への農地改良工事を行ってきましたが、作付を予定しているねぎの栽培に適した良質土の選別等に時間を要しており、また施工箇所が市街地の中であるため、土を搬入する車両のサイズや搬入回数を制限し、周辺住民の生活環境に配慮しながら事業を進めていることから、工期の延長が必要となったものです。 申請内容は、「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間(完工時期)の変更」について、変更前が令和7年6月30日、変更後が令和9年6月25日となっております。 なお、本案件につきましては、転用面積が3,000㎡(30a)を超えておりますが、市街化区域内の農地であることから、農地法の規定による福島県農業会議の意見聴取は不要となる旨、県農業会議と調整済みであり、変更点は工期の延長のみであることなどから、計画変更を承認することについて、特段、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は4ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5012番になります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、小名浜下神白、田996㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号2番、小川町高萩、田516㎡、駐車場敷地、使用貸借権の設定です。

以上2件につきまして、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

14番
佐川委員

番号1番及び番号2番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地等の買受適格証明願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の9ページをお開き願います。
議案第4号「農地等の買受適格証明願いについて」、ご説明いたします。
買受適格証明は、農地が差押えを受け、競売又は公売にかけられた際、入札参加者が農地法による許可を受けられる者(＝買受適格を有する者)であることを証明するため、入札書に添付しなければならないものです。
なお、裁判所が実施するものを競売、国や都道府県、市町村等の公的機関が実施するものを公売と称します。
今回は、仙台国税局が実施する「公売」となります。
公売のスケジュールは、入札期間が令和7年8月26日の午前9時から令和7年9月2日の午後5時まで、開札日時が令和7年9月4日の午前10時、売却決定日時が令和7年9月25日の午前10時となっております。
買受適格証明の審査は、願出人から提出されている農地法第5条の許可申請書の案により、通常の許可申請と同様、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしているか否かで判断します。
仮に、本総会で買受適格を有すると議決され、入札者が買受適格証明を添付して入札に臨み、開札の結果、最高価買受申出人となった場合は、その者は正式に農地法第5条の許可申請を行い、農業委員会は証明時と事情が異なっていると認めた場合を除き、買受適格を有すると議決した内容により、速やかに許可処分を行ったうえで、後日総会で報告する流れとなっております。
それでは、議案説明書の10ページをお開き願います。
配付しております「現地調査位置図」及び「意見及び決定理由書」をご覧

事務局
(浅川主査)

になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は8ページ及び9ページ、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号10006番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、願出人の住所・氏名は、中央台高久、株式会社 Leap Companyです。

公売農地の表示は鹿島町米田、登記地目はいずれも田、登記面積は30㎡と1,449㎡の計1,479㎡です。

願出人が当該農地を落札した場合、レンタカー、レッカー車、代車の保管場所として利用する計画となっております。

農地区分については、当該農地周辺は市街地化されておらず、農振農用地区域外かつ当該農地を含む一団の農地の面積が10ヘクタール未満であることから、当該農地は第2種農地(その他の農地)に該当します。

ちなみに、公売における見積価格は45万2千円です。

その他、他法令に基づく行政庁の許認可等の見込み、申請理由及び転用事業実施の確実性、併用地の利用見込み、計画面積の妥当性、周辺農地等への支障の有無については、「意見及び決定理由書」に記載のとおりですので、ご確認下さい。

以上、番号1番の願出人に係る申請案を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

15番
菅野(綾)
委員

8月6日に現地を調査しましたが、当該農地をレンタカー、レッカー車、代車の保管場所として転用することについては、特段、問題はないと思料されますので、先ほどの事務局説明を踏まえ、番号1番の願出人に対し、買受適格証明を行って差し支えないものと考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、買受適格証明を行うことが出来ると判断されるのとこのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地等の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

議長 (蛭田会長)	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の7ページをお開き願います。 【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木主査)	それでは、議案第5号について説明いたします。 議案説明書の12ページをお開き下さい。 議案第5号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。 次のページをご覧ください。 農地中間管理事業により、公益財団法人福島県農業振興公社が新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。 実施地区は、平、三和、借り手5名、対象筆数、田4筆、畑5筆、面積は、田8,132㎡、畑3,081㎡となります。 続きまして、再転貸の事案となりますが、実施地区は、平、借り手1名、対象筆数、田21筆、面積は、田67,168㎡です。 また、貸付相手方の要件については、満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。 当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。 【意見なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第5号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。 次に、報告に入ります。 始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の8ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】 それでは、議案説明書の17ページから23ページをお開き願います。 今月の報告件数は29件、権利の移動理由は、全て「相続」です。 権利の取得面積は、田64,845.91㎡、畑46,932.09㎡、合計111,778.00㎡です。

事務局
(蛭田係長)

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の25ページから27ページをお開き願います。

今月の報告件数は9件、転用面積は、田3,166㎡、畑3,957㎡、合計7,123㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の29ページから40ページをお開き願います。

今月の報告件数は52件、面積は、田202,180㎡、畑19,080㎡、合計221,260㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。

ここで、協議事項に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時20分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、協議事項に入ります。

令和8年いわき市農作業労働賃金標準額の策定に係り、本総会において額改定協議の可否を決定することとしておりました。

お配りしております【資料1】の1ページをご覧ください。

始めに、いわき市農作業労働賃金標準額の策定方針について、今一度確認しておきたいと思います。

額改定協議の可否については、令和7年2月21日に開催した第9回総会において、現状把握のためにアンケートを実施し、その結果などを参考として、額改定協議の可否を決定すると定めたところであります。

また、令和6年8月20日に開催した第3回総会において、額改定協議を行わない場合であっても、(1)県内他市町村と足並みを揃え、標準額表の印刷及び配付を行う、(2)毎年改正される福島県最低賃金については、最新のものを掲載すると定めております。

なお、額改定協議を行う場合には、資料に記載のとおり、9月と10月の総会において、協議することとなります。

委員の皆様には、この策定方針を念頭に置きながら、協議に参加して頂きたいと思います。

それでは協議に入りますが、3月下旬から7月下旬までの期間、農業委員や農地利用最適化推進委員などを対象にアンケートを実施したところであります。

議長
(蛭田会長)

アンケートの集計作業については、事務局をお願いしておりましたので、始めに、事務局より集計結果の報告をお願いいたします。

事務局
(鹿内主査)

資料の３ページをご覧ください。

アンケートの集計結果について、ご報告いたします。

始めに、アンケートの回答者数についてですが、農業委員が対象者24人に対し、回答者が19人、回答率が79.2%、農地利用最適化推進委員が対象者32人に対し、回答者が20人、回答率が62.5%でした。

また、追加で依頼したＪＡ福島さくらいわき地区青年連盟が対象者375人に対し、回答者が４人、回答率が1.1%でした。

全て合わせますと、対象者431人に対し、回答者が43人、回答率が10.0%でした。

更に、インターネット回答者が２人おりましたので、合計45人の回答があったこととなります。

次に、調査票別の回答件数についてですが、調査票①(委託した農家)が30件、調査票②(受託した農家)が28件、調査票③(雇用した農家)が14件、調査票④(雇用された農家)が20件、調査票⑤(農業委員等)が39件、合計131件の回答がありました。

次に、資料の４ページをご覧ください。

こちらは、請負労働作業の集計表になります。

左から、作業名、令和７年標準額、調査対象者、価格が適当であると回答した人数、価格が高いと回答した人数、高いと回答した方の希望額、価格が安いと回答した人数、安いと回答した方の希望額、最後に市場価格(実際に支払った額)となります。

全ての作業項目において、価格が適当であるという回答が大多数を占めますが、中には、価格が安いという回答が比較的多かった作業項目もありました。

15人以上の方が安いと回答した作業項目について、読み上げますのでご確認頂きたいと思います。

始めに、表の１段目「播種・芽出苗」についてですが、16人が安いと回答し、標準額540円に対し、希望額が550円から700円、市場価格が480円から600円でした。

次に、表の２段目「育苗」についてですが、18人が安いと回答し、標準額770円に対し、希望額が800円から1,000円、市場価格が450円から900円でした。

次に、表の５段目「畔ぬり」についてですが、20人が安いと回答し、標準額55円に対し、希望額が60円から100円、市場価格が25円から100円でした。

次に、表の６段目「ブロードキャスターによる施肥」についてですが、15人が安いと回答し、標準額900円に対し、希望額が990円から1,500円、市場価格が1,000円でした。

次に、表の８段目「代かき」についてですが、19人が安いと回答し、標準額6,900円に対し、希望額が7,000円から8,300円、市場価格が6,700円から

事務局
(鹿内主査)

7,600円でした。

最後に、表の13段目「コンバイン」についてですが、15人が安いと回答し、標準額30,000円に対し、希望額が31,000円から50,000円、市場価格が30,000円から35,000円でした。

その他の作業項目については、記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

次に、資料の5ページをご覧ください。

雇用労働作業の集計表になります。

こちら、全ての作業項目において、価格が適当であるという回答が大多数を占めました。

次に、資料の6ページをご覧ください。

アンケートの回答にあった意見をまとめた表になります。

始めに、作業項目の新設・廃止の意見についてですが、受託した農家から、コンバイン作業の刈り取りの場合、「ほ場の乾燥度合に応じた額の設定」「倒伏の度合に応じた額の設定」との意見がありました。

また、農業委員や農地利用最適化推進委員からは、田植作業に「側条施肥＋薬剤は2,000円」の摘要欄への追加、「籾殻処分料」の設定などの意見がありました。

次に、自由意見についてですが、「請求前に支払金額の予測が出来るため、標準額を提示して頂けるとありがたい」という意見や、「相対で話し合えば良いので、標準額は必要ない」という意見など、標準額に対する肯定的な意見と否定的な意見が相互にありました。

また、「現在、各市町村が標準額を決めているが、福島県の標準額があれば良い」という意見や、「委員の構成上の問題から意見が一方的になって来ており、農業委員会だけで標準額を決めるのは難しくなっている」という意見などもありました。

その他の意見については、記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

最後に、参考資料となりますが、資料の8ページがJA福島さくら管内の他市との令和7年標準額の比較表になります。

請負労働作業、雇用労働作業共に、本市と他市との間に大幅な価格差がないことが確認出来ると思います。

また、資料の9ページがJA福島さくら管内の苗単価の推移表となります。

ふたば地区以外は、令和5年度以降、値上げ傾向にあることが確認出来ると思います。

要点を掻い摘んでの報告となりましたが、事務局からは、以上です。

議長
(蛭田会長)

ありがとうございました。

只今の報告内容を協議の参考として下さい。

また、既にご承知の方も多いと思いますが、私からも参考として2点お伝えいたします。

1点目は、最低賃金の引き上げについてです。

議長 (蛭田会長)	8月4日に開催された厚生労働省の審議会において、全国平均の時給で63円引き上げるとする今年度の目安が示されました。 目安どおりに引き上げられれば、福島県では最低賃金が時給1,000円を超え、1,018円になります。 最低賃金については、策定方針にも定めがあるとおおり、現在の標準額を上回れば、準じて改定することになります。 2点目は、ガソリン税の暫定税率廃止についてです。 ガソリン税の暫定税率をめぐっては、与野党6党の国会対策委員長が年内に廃止することで合意し、8月6日に6党の実務者による2回目の協議が行われました。 財源の確保が重要課題となっておりますが、廃止が実現すれば、ガソリン価格が大幅に下がります。 燃料代の高騰に苦慮していた我々農家にとっては、大変ありがたいことです。 以上の2点についても、協議の参考として頂きたいと思います。 それでは、協議に入ります。 今年度、額改定協議を行うべきかどうか、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。
19番 生田目委員	私は、担い手の立場でもありますが、額改定協議は行うべきだと考えております。 最低賃金が上がる予定ですので、策定方針により雇用労働作業の各項目の額を上げるのは勿論なのですが、私は、請負労働作業も含めた全ての項目に、人件費が関わっていると思っております。 最低賃金が上がるのに、請負労働作業の各項目の額が上がらないのはおかしいと思います。
議長 (蛭田会長)	そのほか、いかがでしょうか。 このままでは額改定協議を行うことになりますが、皆様から、ご意見ございませんか。 【意見なし】 それでは、私から皆様にお伺いいたします。 額改定を行う場合には、どの作業項目を改定すべきだと思いますか。
19番 生田目委員	毎回言っておりますが、全ての作業項目をひとつずつ協議して行くのは大変なことです。先ずは全ての作業項目を一律でアップさせて、その後には上げる必要のない作業項目は調整するという方法が良いのではないかと思います。 また、先ほどの事務局報告にあった15人以上が安いと回答した作業項目については、解決すべきだと考えます。

議長 (蛭田会長)	生田目委員のご意見は、全ての作業項目を一律でアップさせるということによろしいですか。
19番 生田目委員	よろしいです。 上げる率については要協議ですが、そのなかで高いと思われる作業項目については、原状維持とするのが良いかと思います。
議長 (蛭田会長)	そのほか、いかがでしょうか。
18番 松崎委員	私は、作業を委託する農家なので、安いほうが良いという考えが多分にあります。当然、作業を受託する側は、高いほうが良いわけです。 それぞれの立場により難しいところではありますが、基本的に考えて、今の標準額が妥当であるとするならば、最低賃金が仮に5%上がれば、その5%を上乗せするという考え方が自然なのかなと思います。
議長 (蛭田会長)	はい。 そのほか、いかがでしょうか。 今のところ、2人の委員から額改定協議を行うべきとのご意見がございました。 額改定協議を行うことでよろしいでしょうか。
7番 田子委員	生田目委員から一律で何%かアップさせるとの意見がありましたが、全て上げると相当な額の値上げとなり、作業委託が出来なくなる恐れがあります。
19番 生田目委員	何も10%や20%も上げろとは言っておりません。 上げる率については要協議と、先ほども申しました。 現状維持ではなく、2～3%のアップでも構いません。 物価高の昨今、担い手からは、機械の更新費用が増大しているとの悲鳴が上がっております。 現状維持のままで、機械が高い、必要経費も上がる。 でも、自分のところの米の値段が上がっている。 それで支払い切れるのか。 じゃ、作業委託している人は、その分を払わなくていいのか。 そこについてどうお考えなのか、田子委員にお伺いいたします。
議長 (蛭田会長)	田子委員、よろしいですか。
7番 田子委員	売り値が固定されているというのが前提であれば、今の論理が成立すると思いますが、昨日のニュースでは、山形県の農協で2025年産米の概算金

7 番 田子委員	(仮渡金)が、前年比で1.7倍に引き上げられたと報じておりました。 また、福島県においても、一俵あたり25,000円という数字が出ております。 相当な額の値上げとなっている訳ですから、経費はそのなかで企業努力により吸収するべきものではないか、私はそのように考えます。
19番 生田目委員	企業努力と言いますが、生産者全員が負担せずに、担い手側が一方的に負担しなければならないのでしょうか。
議長 (蛭田会長)	田子委員、よろしいですか。
7 番 田子委員	不公平じゃないかという意見もありますが、本来、農業というのは家業であり、百姓百式と言われるように、様々な作物を作ることによって生計を維持して来た訳です。 ところが新しい農業の方針というのは、企業的経営によって自らの収益を求めるということに大きく転換されました。 ということは、大きな規模で経営されている方々というのは、先ず企業として努力すべき、私はそのように考えます。
議長 (蛭田会長)	何といたしますか、少し協議の趣旨から外れているように思えます。 生田目委員、ここはひとまずよろしいでしょうか。
19番 生田目委員	はい。 すみませんでした。
議長 (蛭田会長)	皆様、額改定協議を行うとするならば、標準額を幾らにするのか決めて行かなければならない訳です。 令和5年度の額改定協議においては、作業項目毎にひとつずつ協議して行った訳ですが、とても時間の掛かる大変な作業でありました。 17期からの委員の皆様には、同じ思いの方が多いと思います。 それで私からのご提案なのですが、役員会において一旦素案を作らせて頂き、その素案により皆様と協議する形としてはいかがでしょうか。 役員会において作成する素案が、皆様の満足するものになるかどうかはわかりませんが、事務局でまとめて頂いたアンケートの集計結果などを参考として、私と会長職務代理者の2人で素案を作成いたします。 それを来月の総会において、ご提示することではいかがでしょうか。
16番 木村(義) 委員	方向性としては、私はそれで良いと思います。 また、資料の8ページにJ A福島さくら管内の他市との標準額の比較表がございますが、相双地区は抜きにして、本市と郡山市と田村市の3市を比較すると、本市の価格が安い作業項目が幾つかございます。

16番 木村(義) 委員	勿論、立地条件の違いなどもございますが、役員会において、併せて協議して頂ければと思います。
議長 (蛭田会長)	それでは、皆様にお伺いいたします。 額改定協議を行うにあたり、我々役員が作成する素案により、協議することよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声あり】 ご意見が出尽くしたようですので、お諮りいたします。 令和8年標準額の策定に係り、額改定協議を行うことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、来月の第17回総会において、額改定協議を行うことといたします。 次に、その他に入ります。 始めに、事務局より何かございますか。
事務局 (浅川主査)	【資料2】農地法第51条第1項に該当する事案(常磐三沢町地内)について ⇒ 上記資料により、違反転用の状態にある農地に関し、原状回復等の措置を講じるよう書面にて勧告したことを報告した。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。
事務局 (櫛田主査)	【資料3】農地法第51条第1項に該当する事案(平水品地内)について ⇒ 上記資料により、違反転用の状態にあった農地が是正されたことを報告した。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。 【特になし】 次に、委員の皆様から何かございますか。 【特になし】 8月22日(金曜日)から、令和7年度の農地パトロールが始まります。 猛暑のなかでの活動となりますので、熱中症には十分気を付けて従事して頂きますようお願いいたします。 それでは以上を持ちまして、いわき市農業委員会第16回総会を閉会いたします。 ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地等の買受適格証明願いについて	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻 午後2時55分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員 15 菅野 綾 16 木村 義昭